

1 国立更生援護施設等の運営等について

(1) 国立更生援護施設の組織再編について

① 国立更生援護施設の組織の一元化

国立更生援護施設は、障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立障害者リハビリテーションセンター」をはじめ全国に8施設を設置している。(参考資料:「1 国立更生援護施設の概要」を参照)

平成21年3月に取りまとめられた「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」からの提言を受け、国立の施設として統一的な方針のもとで質の高いサービスの提供、先駆的な取組や時代のニーズに即応できる体制とするため、平成22年度より、国立視力障害センター、国立重度障害者センター及び国立秩父学園は国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織として一元化することとしている。

(参考資料:「2 国立更生援護施設の組織再編図」を参照)

これに伴い、各施設の名称が以下のとおり変更となる。

なお、各施設がこれまで行ってきた障害者自立支援法及び児童福祉法上の各事業については、組織再編後も従来どおり実施することとしているので、引き続き管内市町村への周知及び助言方お願いする。

平成21年度(現行)	平成22年度
国立函館視力障害センター (北海道函館市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局函館視力障害センター
国立塩原視力障害センター (栃木県那須塩原市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局塩原視力障害センター
国立神戸視力障害センター (兵庫県神戸市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター
国立福岡視力障害センター (福岡県福岡市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局福岡視力障害センター
国立伊東重度障害者センター (静岡県伊東市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局伊東重度障害者センター
国立別府重度障害者センター (大分県別府市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局別府重度障害者センター
国立秩父学園 (埼玉県所沢市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園

② 国立障害者リハビリテーションセンター病院等の組織再編

国立障害者リハビリテーションセンター病院に「健康増進センター」を新たに設置し、障害者の総合健診（人間ドック）体制の強化、健康の増進及び生活習慣病予防に関する取組を開始するとともに、

- ・ 診療部を、診療科目の専門領域に沿って二部体制へ（第一、第二診療部）
- ・ 重複障害に対応した総合的な機能回復訓練を実施するため、現在の三部（第一～第三機能回復訓練部）を統合し「リハビリテーション部」を設置
- ・ 診療、機能回復訓練に関する臨床データの集積、評価及び分析を行い、標準的なリハビリテーション医療技術の研究開発を行う「臨床研究開発部」を設置することとしている。

また、同センター研究所に、発達障害や高次脳機能障害などに関連する脳機能の研究を行う「脳機能系障害研究部」を新たに設置するとともに、義肢装具の製作等の技術に関する調査研究を行う「義肢装具技術研究部」を設置することとしている。

(2) 国立更生援護施設の運営について

○ 国立障害者リハビリテーションセンター

わが国の障害者リハビリテーションの中核的施設として、

- ・ 医療から職業訓練まで一貫した体系の下での総合的なリハビリテーションの実施
- ・ リハビリテーション技術の研究開発
- ・ リハビリテーション関係専門職員の養成研修
- ・ リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- ・ リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

① 自立支援局の事業内容

自立支援局では障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として、以下のような事業を実施している。

ア 現行「国立障害者リハビリテーションセンター」実施分

就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある国立職業リハビリテーションセンターの職業訓練を受けることも可能）【標準利用期間：24か月】

就労移行支援（養成施設）

中途視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師国家資格を取得するための養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

自立訓練（機能訓練）

中途視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、家事訓練等日常生活訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等の実施【標準期間：18か月】

また、頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションの実施

【標準利用期間：18ヶ月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、36ヶ月）】

自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等の実施【標準利用期間：24か月】

※ 平成22年10月から利用定員10名を30名に増員予定

施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

イ 視力障害センター

視力障害センターは、中途視覚障害者を対象。

就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国家資格を取得するための養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

※平成20年度から新規募集停止

自立訓練（機能訓練）

中途視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、家事訓練等日常生活訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等の実施【標準期間：18か月】

施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

ウ 重度障害者センター

重度障害者センターは、重度の肢体不自由者（主として頸髄損傷者）を対象。

自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションの実施

【標準利用期間：18か月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、36ヶ月）】

施設入所支援

入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等の実施

エ 秩父学園

秩父学園は、全国を対象に知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施。

(ア) 外来診療及び通園療育指導の実施

在宅の知的障害児等を対象に専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取組み一層の指導効果を図るため外来診療及び通園による療育指導を実施。

(イ) 知的障害関係職員等に対する研修の実施

秩父学園附属保護指導職員養成所においては、知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修を実施することとしているので、管内市町村等関係機関への周知方お願いする。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（2）秩父学園附属保護指導職員養成所」>を参照。

② 発達障害分野への対応

新たな障害分野への積極的な取組みを図る観点から、平成20年10月から病院に発達障害に関する専門外来として「児童精神科（発達障害診療室）」を、研究所に「発達障害情報センター」を設置し、蓄積した治験データ等を基に発達支援の統一的なサービスモデルの研究開発や情報収集・提供機能の強化に引き続き取り組んでいくこととしている。

また、平成20年度から3か年のモデル事業として国立障害者リハビリテーションセンターを中心に国立秩父学園、国立職業リハビリテーションセンターが連携し、就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立するための事業

を実施しており、その最終年である平成22年度においては、これまでに開発し、検証してきたアセスメントやモニタリング方法などについてのノウハウを整理し、青年期の発達障害者が居住地域において、福祉・医療・雇用に関わる各専門機関の支援を連続的に受けられるための支援体制（地域モデル）を構築し、全国に発信することとしている。

③ 高次脳機能障害者への対応

平成21年度から従来の支援拠点機関等全国連絡協議会に加えて、支援拠点機関の支援コーディネーターの職務の向上と情報交換を目的に支援コーディネーター全国会議を実施しているが、平成22年度においてもこれらの会議の開催をはじめ高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るための「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

④ リハビリテーション関係専門職員等に対する研修の実施

学院では、リハビリテーション関係専門職員等の質の向上を図るため各種研修（約20職種）を実施することとしているので、担当職員の受講について特段のご配慮をいただくとともに管内市町村等関係機関への周知方をお願いします。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（1）国立障害者リハビリテーションセンター学院」>を参照。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、「国際障害者年」の記念事業として位置付け、国が設置した身体障害者福祉センターであり、障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、同センターを積極的にご利用いただけるよう関係者等への周知方ご配慮願いたい。

① 相談事業

障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談（無料）の実施。

- ・ 法律・年金相談は、月1回第2水曜日
- ・ 相談専用メールアドレス [E-mail hirota@abox3.so-net.ne.jp](mailto:hirota@abox3.so-net.ne.jp)

② 研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施。

- ・ **新規** 「個別支援計画」作成および運用に関する研修会の実施。
- ・ 研修会問合せ・申込先 [E-mail kensyu@abox3.so-net.ne.jp](mailto:kensyu@abox3.so-net.ne.jp)

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）」>を参照。

③ 情報提供事業

障害者にかかる情報提供の充実を図るため、障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行（HPよりバックナンバーの閲覧可）

④ 会議室、宿泊施設等提供事業

各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等の提供

- ・ 宿泊室33室（和室8室(1～4名)、洋室シングル8室・ツイン17室)
- ・ 研修室 2室（大研修室240名、中研修室45名)
- ・ 会議室 7室（大会議室 70名、中会議室50名、小会議室(2)10～20名、特別会議室 25名、会議室A・B(2)各12名)
- ・ 体育館、トレーニング室
- ・ レストラン（定員36名)
- ・ 駐車場（障害者用14台)

【お問合せ先】

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

(4) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、昭和42年には、重症心身障害児施設の制度化に伴い「むらさき愛育園」を開設した。

その後、昭和54年に各診療科・検査・外来訓練等の部門を統合した外来療育部を設置し、翌年には障害の多様化等に対応するため、整肢療護園、むらさき愛育園、研修・研究部門等を包括した心身障害児のための総合的な医療療育施設として「心身障害児総合医療療育センター」が発足した。

【研修・研究部門】

同センターにおいては、全国の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に関わる職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているので、管内の関係団体及び施設等に周知方お願いする。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）
(4) 「心身障害児総合医療療育センター」>を参照

【連絡先】	心身障害児総合医療療育センター	研修・研究部	療育研修所
	〒173-0037	東京都板橋区小茂根	1-1-10
	TEL	代表：03-3974-2146	直通：03-5965-1136
	FAX	03-3959-7648	
	URL	http://www.ryouiku-net.com/	

2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、平成15年10月に特殊法人 心身障害者福祉協会 国立コロニーのぞみの園が、「特殊法人等の整理合理化計画」（閣議決定）に基づき、「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設」として独立行政法人に移行したものである。

平成21年度においては、第2期中期目標期間（20～24年度）の2カ年目として、施設利用者の地域生活への移行や、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援及び福祉の支援を必要とする刑務所等矯正施設を退所した障害者の地方生活移行のためのモデル的支援に取り組むなど、目標達成に向けて的確な業務運営に努めているところである。

(1) 地域生活への移行の推進について

第2期中期目標の主要課題は、施設利用者の地域への移行を積極的に推進することとし、目標期間の最終年度である平成24年度末までに、施設利用者数について、独法移行時（15年10月）と比較して3割縮減する事を定めている。

施設利用者の地域生活への移行について、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていく事を基本に実施している。

第1期中期目標期間中（15年10月～19年度）に計44名、第2期中期目標期間の初年度（20年度）に24名、平成21年度においては、12名（2月1日現在）の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所し、地域生活に移行しており、こうした成果は施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であることから、引続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いします。

（別紙「4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身市区町村一覧表」参照）

(2) 調査・研究等の実施について

① 調査・研究について

第1期中期目標期間（15年10月～19年度）においては、国立のぞみの園の設置目的である重度知的障害者の自立（地域移行）に関する研究に重点を置いて取り組み、第2期中期目標期間（20～24年度）においても、重度知的障害者の地域生活への移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取り組む事としている。

なお、得られた成果について、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要などで情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内の市町村・施設等への周知について一層の取り組みをお願いする。

(平成21年度の主な調査・研究)

- ア. 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
- イ. 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究
- ウ. 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- エ. 知的障害者の健康管理・医療と福祉連携に関する調査研究
- オ. 行動障害を有するなど支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究等

② 養成・研修について

第2期中期目標期間（20～24年度）の養成・研修について、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めており、管内市町村・施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成22年度についても、セミナー等を開催する予定で現在調整中であり、決定次第、のぞみの園から、関係自治体や関係施設あてお知らせさせていただくとともに、のぞみの園HPにおいても公表することとしている。開催の際は、関係者への周知方をお願いする。

③ 援助・助言について

知的障害者の支援に関し、障害者支援施設等の求めに応じて、援助及び助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方お願いする。

【主な援助・助言項目】

- ア 利用者の個別支援計画における評価の仕方及び目標設定の考え方
- イ 重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術
- ウ 自閉症・発達障害者の支援に対する支援技術

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先

ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL. 027-320-1602

【調査・研究について】

企画研究部研究課 : TEL. 027-320-1445

【養成・研修について】

企画研究部企画研修課 : TEL. 027-320-1367

【援助・助言について】

事業調整部サービス調整室 : TEL. 027-320-1562

FAX : 027-(320)-1460

e-mail : webmaster@nozomi.go.jp

受付日 : 月曜日～金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで